

第3回緩和ケア推進検討会でのご意見

【緩和ケアセンター】

第3回検討会にて提示したもの以外に以下の機能を持つべきである。

- ・患者相談の窓口機能
- ・がん教育（患者会や教育委員会と関わりながら）

【スクリーニング】

- ・拠点病院では、全患者の問診票に「疼痛の有無と部位」の項目を設ける。
- ・がんと診断された以降の診察時には、バイタルサインとして「疼痛の有無と部位」をカルテに記載する。

【説明体制】

- ・外来で医師によりがんと診断された後、（直後もしくは次回の外来受診時に）、看護師から治療のロードマップについて明示して説明する。

【普及啓発】

- ・痛みを残してがんの治療をすることがいかに生体にとって悪いことであるかという認識、その悪影響が鎮痛薬を使うことの悪影響よりも遙かに大きいと言うことを説明しておく必要がある。（痛みを申し出ることで治療がうまく進むというイメージを付ける）
- ・がん性疼痛に対する普及啓発は、医師からも説明を行うことが望ましい。

【その他】

- ・「緩和ケア」という言葉の定義が定まっておらず、患者に混乱を与えていた。

【研修】

- ・薬剤師に対する研修を行う際には、保険薬局の薬剤師も教育対象に含めた研修方法が必要である。
- ・拠点病院を中心に、対象に地域を含め、看護師を対象とした院内研修を行ってはどうか。